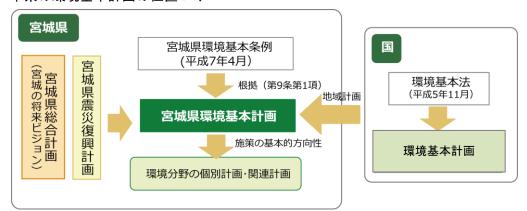
新たな宮城県環境基本計画の策定について

- 1 本県の環境基本計画の位置づけ
- 2 現行環境基本計画の概要
- 3 本県の環境の現状と課題
- 4 新たな環境基本計画の策定に当たって

1 本県の環境基本計画の位置づけ



(1)本県の環境基本計画は、環境基本条例(以下「条例」という。)第9条の規定により策定 が義務づけられており、現計画までの策定状況は以下のとおりである。

平成 9 年 3 月 第一期計画策定(計画期間:平成 8 年度~平成 17 年度/10 年間) 平成 18 年 3 月 第二期計画策定(計画期間:平成 18 年度~平成 27 年度/10 年間) 平成 28 年 3 月 第三期計画策定(計画期間:平成 28 年度~2020(平成 32)年度/5 年間)

- (2)条例において、環境基本計画には次の二点について定めることとされている。
 - ①良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
 - ②良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 宮城県総合計画(「宮城の将来ビジョン」)及び「宮城県震災復興計画」における環境行政の目指すべき方向性や施策等を定める環境分野の個別計画として位置づけられている。
- (4) 環境基本法における「その区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進し実施するための地域計画」として位置づけられている。
- (5) このように、県の環境基本計画は、条例に根拠を置く本県環境行政の総合計画であるとともに、国の環境政策上の地域計画としての役割を担うものである。

2 現行環境基本計画の概要

現環境基本計画では、計画の推進により次の2つの将来像を目指すものとしている。

- ◆ 豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土
- ◆ 持続可能な社会の実現に向けて地域社会を構成するすべての人が行動する地域社会

これらの将来像を実現するために必要な4つの政策と、すべてに共通する基盤的な政策を整理した。

また,施策設定に当たっては,東日本大震災からの復興における課題に早急に対応するため, 復興のための重点的な取組として3つの施策を設定した。

の概要 (平成28年度~平成32年度) 現·環境基本計画

基本的事項

- 本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並がに 施策の大綱を定める 0
- 「宮城の将来ビジョン」の環境分野の個別計画という位置づけ 環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与える

00

計画の期間

平成28年度から平成32年度まで

東日本大震災から

- 国のエネルギー施策の見直しを受けた地球温暖化対策 復興事業に係る土砂採取を目的とする森林の開発の急増、工事に伴う経音、振動等の生活環境への影響や廃棄物の増加

宮城県の環境と主な課題

2

原発事故由来の放射性物質が付着した廃棄物等への対策

【生活環境・自然環境における課題】

- 廃棄物排出量の増加、リサイクル率、最終処分率の悪化
- 社会状況の変化による森林・農用地の荒廃、里山の多様な環境の維持困難、ニホンジカ、イノシシなどの農作物被害の増加 大気の環境基準未達成、閉鎖性水域の水質の汚濁

宮城県が目指す環境のみらい

m

環境の将来像

次世代へ受け継がれる県土 豊かで美しい自然とともに、 健やかで快適な暮らしが

持続可能な社会の実現 向けてすべての主体が 行動する地域社会

施策設定の視点

新しい宮城の環境の創造 復興を契機とした

豊かで健やかな

環境を未来につなぐ

計画の着実な推進

環境管理組織による計画の推進と、毎年の 進捗状況の報告、県民への公表

復興のための重点的な取組 4

- 復興を契機とした先進的な地域づくりの推進 0
- 防災・復興事業における自然環境や生活環境への配慮の促進 0
- 放射性物質の付着した廃棄物等の適正な処理の促進 0

将来像を実現するための政策 S

地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコ 暮らしや事業活動における低炭素化の推進

低炭素社会の形成

政策1

タウン形成の促進 地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現

再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの

促進に関する基本的な計画

宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

環境基本計画に連なる個別計画

- ・ 循環型社会を支える基盤の充実 すべての主体の行動の促進

循環型社会の形成

政策2

- 循環資源の3R推進 廃棄物の適正処理
- 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成 生物多様性の保全及び自然環境の再生 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり やすらぎや潤いのある生活空間の創造

自然共生社会の形成

政策3

宮城県自然環境保全基本方針及び関連計画

宮城県生物多様性地域戦略

宮城県循環型社会形成推進計画

宮城県自動車交通環境負荷低減計画

宮城県水循環保全基本計画

政策4

- 安全で良好な生活環境の確保
- ・ 水環境の保全

大気環境の保全

- 土壌環境及び地盤環境の保全・地域における静穏な環境の保全
- ・ 化学物質による環境リスクの低減
- 環境中の放射線・放射能の監視・測定、知識の普及啓発

すべての基盤となる施策

9

- グリーン行動の促進
- 環境の保全に関する協定の締結 開発行為における環境配慮 000
- 00
- 規制的措置 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

8 県民・事業者・市町村等の役割

教育機関及び研究機関、市町村、県)に期待され 地域の様々な主体(県民、事業者、民間団体、 る役割(環境配慮行動、環境保全活動の実施)

3 本県の環境の現状と課題

本県の環境課題の現状については、毎年、「宮城県環境白書」により公表されており、将来像 実現のための具体的な施策は政策ごとに関連する個別計画を中心に推進している。

環境基本計画の進行管理については,各個別計画における指標等,各政策の進捗状況を的確 に示す18の管理指標を設け,数値目標を設定し,毎年度,点検評価を行っている。

管理指標の推移では、これまでの取組により、本県の環境の現状は、自然環境並びに大気及び水環境をはじめとした生活環境の分野では概ね良好に維持・保全されつつあるものの、「温室効果ガス排出量」や「廃棄物の排出量」などの指標では、東日本大震災の影響が未だ色濃く残る課題を有し、将来に向けてより一層の取組が求められる状況にある。

現計画期間中これまでにおける環境基本計画の各管理指標の推移は、次のとおりである。

政策 1 低炭素社会の形成

宮城県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画

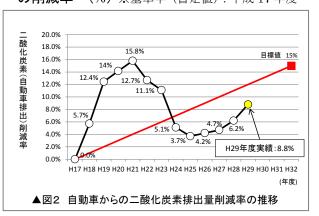
低炭素社会の実現のため、「暮らしや事業活動における低炭素化の推進」、「地域づくりと連動した再生可能エネルギー等の導入やエコタウン形成の促進」、「地域に根ざした産業全体の低炭素化の実現」の3つの施策を中心に取組を推進している。

■管理指標1 温室効果ガス年間排出量※

(千 t-CO2/年) ※最新データ: 平成 27(2015)年度

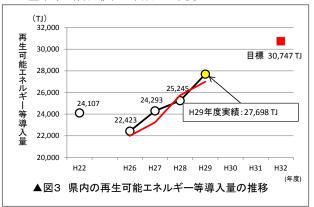
(手t-CO2) 25,000 20,117 日標 19,666干t-CO2 周書 対力 18,899 H27実績(確報値):21,994干t-CO2 日間 10,000 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 ▲図1 県内温室効果ガス年間排出量の推移

■管理指標2 自動車からの二酸化炭素排出量 の削減率[※](%) ※基準年(暫定値): 平成17年度



■管理指標3 再生可能エネルギー等導入量(TJ)

※基準年(暫定値): 平成 17 年度



3つの指標のうち、管理指標3「再生可能エネルギー導入量」のみが目標達成し、他の2つの指標は未達成である。特に、管理指標1「温室効果ガス年間排出量」は、震災以降これまで増加傾向で推移し、直近の2015年度では減少に転じたものの、引き続き排出削減対策が必要な状況である。

政策 2 循環型社会の形成

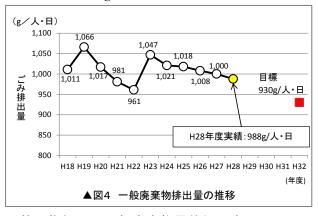
宮城県循環型社会形成推進計画(第2期)

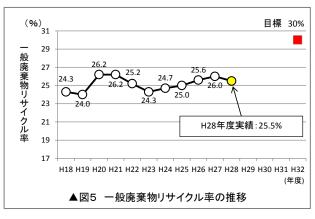
東日本大震災により後退している廃棄物等の3Rの取組を推進し、循環型社会を形成するため、「すべての主体の行動の促進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「循環資源の3R推進」、「廃棄物の適正処理」の方向性のもとに施策を推進している。

※管理指標 $4 \sim 9$ の最新データ: 平成 28(2016)年度

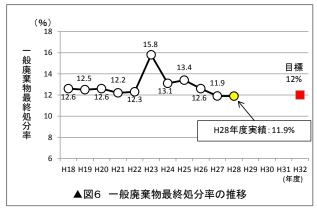
■管理指標 4 県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量(g/人・日)

■管理指標5 一般廃棄物リサイクル率(%)





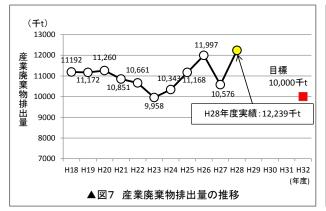
■管理指標6 一般廃棄物最終処分率(%)



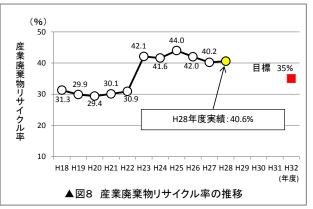
一般廃棄物については、震災後、排出量が大幅に増え、高止まりしていた時期があり、毎年改善してきてはいるものの、最終処分率以外は目標値を達成していない

平成 29 年県民意識調査では、廃棄物の3 R に対する県民意識は高いものの、取組に結びついていない状態がうかがわれている。

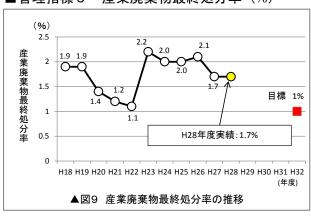
■管理指標7 産業廃棄物排出量(千t)



■管理指標8 産業廃棄物リサイクル率(%)



■管理指標9 産業廃棄物最終処分率(%)



震災復興計画における再生期を終え発展期に移っているが、産業廃棄物については、依然として排出量の多い建設系の廃棄物に加え、産業活動の回復・活発化に伴う産業廃棄物の排出量の増加とともに種類や質の変化が懸念される。

政策3 自然共生社会の 形成

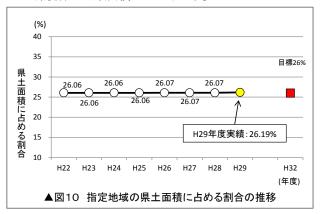
宮城県自然環境保全基本方針

宫城県生物多様性地域戦略

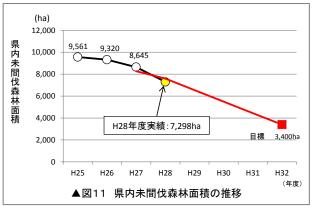
本県の多様な自然を守り、適切な管理により自然の恵みを持続的に利用するため、「健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成」、「生物多様性の保全及び自然環境の再生」、「豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり」、「やすらぎや潤いのある生活空間の創造」の観点から各種施策を推進している。

■管理指標10 豊かな自然環境の保護・保全 を目的とした指定地域[※]の県土面積に占める 割合(%)

※自然公園面積,県自然環境保全地域面積,緑地 環境保全地域面積のことをいう。



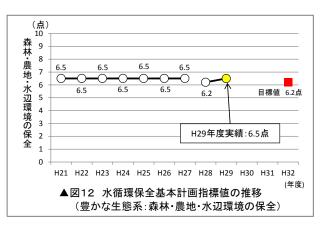
■管理指標 1 1 県内未間伐森林面積 (ha)



■管理指標12 豊かな生態系※(点)

※流域内の生態系のバランスが保たれているかどうかを評価するもの。自然性を定量化した「植物環境指標」と代表河川の生息種多様性を示す「河川生物生息環境指標」から算出する。すべての地域で自然豊かな森林を形成し、かつ、すべての河川延長において水生生物の生息環境が整っている場合に10点となる。

*「宮城県水循環基本計画」の変更により、平成 28年度から指標の評価方法が変更となった。



生物多様性の保全・再生については、平成 29 年度に実施したアンケート調査によると、県民の生物多様性に関する認知度や理解度は十分とは言えない状況である。

今後, さらなる自然環境の保全に向けて, 伊豆沼の自然再生事業の推進や, 森林の適切な管理 実施に向けた広報及び生息域が拡大しているイノシシ等の鳥獣管理計画に基づく適切な管理を行 うとともに, 地域や学校と協力しながら協働活動への参加促進を行う必要がある。

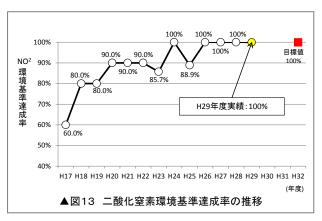
政策 4 安全で良好な生活 環境の確保

宮城県自動車交通環境負荷低減計画

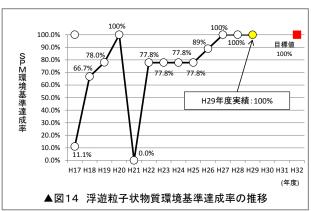
宮城県水循環保全基本計画

安全で良好な生活環境を確保するため、「大気環境の保全」、「水環境の保全」、「土壌環境及び地盤環境の保全」、「地域における静穏な環境の保全」、「化学物質による環境リスクの低減」、「環境中の放射線・放射能の監視・測定・知識の普及啓発」の各分野において取組を推進している。

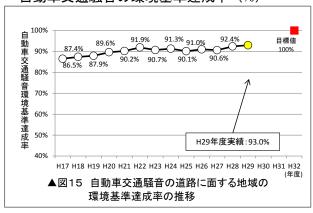
■管理指標13 沿道における二酸化窒素の 環境基準達成率(%)



■管理指標 1 4 沿道における浮遊粒子状物 質の環境基準達成率(%)



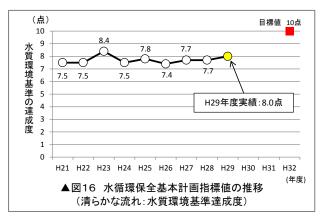
■管理指標15 道路に面する地域における 自動車交通騒音の環境基準達成率(%)



大気環境に関する各指標はいずれも改善傾向又は良好な状況を維持しているものの,特に道路 に面する地域における自動車交通騒音については,東日本大震災復興事業等の車両の増加等もあ り,達成までには継続的な取組が必要となっている。

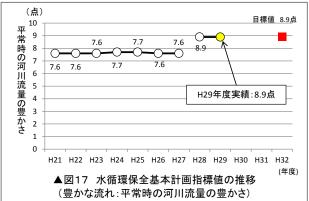
■管理指標16 清らかな流れ※(点)

※水質環境基準点における BOD, COD, 全窒素及 び全リンに係る水質環境基準達成度を総合的に 表す指標で,すべての地点で達成した場合 10 点 となる。



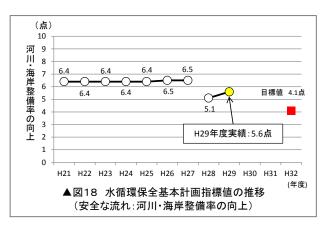
■管理指標17 豊かな流れ※(点)

- ※豊かな水量が確保されているかどうかを 評価するもの。「地下水涵養指標」と「自然の水循環指標」(河川の正常流量達成度)を指標とし、すべての地域において森林程度の涵養量があり、かつ、河川からの利水量がない場合に10点となる。
- *「宮城県水循環基本計画」の変更により、平成 28年度から指標の評価方法が変更となった。



■管理指標18 安全な流れ※(点)

- ※洪水や高潮・津波等の災害が起きにくいかどうかを評価するもの。河川及び海岸の整備状況を指標としており、整備済み延長を流域ごとに集計し、計画延長合計に対する比率を算出している。河川及び海岸整備が必要な全ての区間において達成された場合を10点となる。
- *「宮城県水循環基本計画」の変更により、平成 28年度から指標の評価方法が変更となった。



水環境に関する指標では、湖沼における環境基準達成率が低い状況にあることなどから、水質環境基準に関する指標「清らかな流れ」において目標未達成であった。引き続き、湖沼や海域等、閉鎖性水域における水質改善に向けた対策を一層推進し、環境基準達成率の向上を図る必要がある。

4 新たな環境基本計画の策定に当たって

(1) 見直しの背景

これまでの取組により、本県の環境の現状は、自然環境並びに大気及び水環境をはじめとした生活環境の分野では概ね良好に維持・保全されてきているものの、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量等においては東日本大震災の影響を受けた課題を残している状況にある。

一方,国においては、平成30年4月に策定した「第五次環境基本計画」の中で、2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」やパリ協定の採択等の国際的潮流を受け、新たな文明社会へのパラダイムシフトとして、各地域がその特性を活かした強みを発揮する「地域循環共生圏」の創造を掲げている。

本県の環境課題は、県民のライフスタイルや事業活動に直結しており、県民・事業者の環境保全意識の高揚や環境配慮行動の促進が求められる。本県が従来から目指してきた環境・経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に関する取組を一層推進することにより、引き続き環境の将来像を実現することが必要である。

(2) 見直しの考え方と検討事項

① 考え方

- 「宮城県震災復興計画」に基づく復興の取組による県民生活や社会経済活動の状況を 踏まえ、震災復興計画以降の環境政策等の在り方を打ち出すとともに、計画的に推進す る観点からの検討
- SDGs や地方創生の取組を通じて、環境・経済・社会の統合的向上の実現を推進する ための検討
- 国の第五次環境基本計画に盛り込まれている「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、 本県が目指す環境の将来像や施策展開のコンセプト及び目標設定等においての整理
- 環境課題の複雑化・多様化に対応するため、政策分野横断的な視点や総合的に進めて いく観点からの検討
- 県民・事業者の主体的な環境配慮行動の実践を促せるよう,メッセージやヒントを「具体的」に「わかりやすく」伝える検討

② 主な検討事項

- 環境の将来像
- 計画期間
- 目標指標
- 進行管理手法
- 目標達成のための基本的な方向性
- 将来像を実現するための政策・取組 等

(3) 専門委員の設置 (案)

環境基本計画策定に当たっての専門的な審議を行うため、宮城県環境審議会に専門委員を 置き、専門委員会議により具体の検討を進める。

○名 称:宮城県環境審議会環境基本計画策定専門委員

○任 期:平成31年4月から計画策定まで

○委員数:7名

氏	名	所 属	備考
青木	周司	東北大学大学院理学研究科教授	環境審議会委員
陶 山	佳 久	東北大学大学院農学研究科准教授	環境審議会委員
谷口	葉子	宮城大学食産業学群講師	
鳥羽	妙	尚絅学院大学環境構想学科准教授	
山崎	岡川	東北大学大学院理学研究科教授	
山田	一裕	東北工業大学工学部教授	
吉岡	敏明	東北大学大学院環境科学研究科教授	環境審議会委員

(敬称略)

(4) スケジュール (予定)

	平成 30(2018)年度				
IV	・新たな計画策定に向けた検討開始	■環境審議会への諮問			
2019 年度					
I	・審議体制の整備	□専門委員の委嘱			
П	・現計画の点検評価及び 基礎的調査	■専門委員会議の開催・審議□県民・事業者を対象とした意識調査□計画見直しのための各種調査			
Ш		■専門委員会議の開催・審議			
IV	・中間案の取りまとめ	■専門委員会議での計画見直し中間案のとりまとめ ■環境審議会への中間案の報告			
2020 年度					
I	・中間案への意見募集・県民意見等を反映した	□パブリックコメントの実施 □市町村への意見照会 ■専門委員会議の開催・審議			
П	計画案のとりまとめ				
Ш	計画案の上程と議決	■環境審議会の開催・審議・答申			
IV	計画の策定・公表	□県議会への上程・審議・議決 □議決を経た計画の策定 □計画の公表			